

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
群馬県過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例	H12.6	○工業生産設備取得額 2,700 万円超	過疎地域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例	H27.12	○地域再生法に基づく特定業務施設整備計画の認定を受け、特定業務施設を新設又は増設すること ※移転型(東京 23 区内からの移転)に限る	群馬県地域再生計画で定める地方活力向上地域	○3年間 ○課税免除		○取得時 ○課税免除

## 〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象施設	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
						補助対象事業等	補助額等	限度額
群馬県企業誘致推進補助金	H20.4	工場	製造業 (※一部対象外業種あり)のうち次のいずれかの分野に資する施設 ・次世代自動車産業 ・医療・ヘルスケア産業 ・ロボット産業 ・環境・新エネルギー産業	【用地取得型】 ・1,000 m <sup>2</sup> 以上の土地を取得し、建築面積 500 m <sup>2</sup> 以上の工場を新設・増設 ・用地取得後3年以内に操業開始 ・投資額2億円以上 ・県内に住所を有する正社員を新たに5名以上雇用	県内全域	土地、建物	不動産取得税相当額	1億円 (ただし、験研究施設又は本社建物を併設する場合は2億円)
				【現有地活用型】 ・既に取得している土地に建築面積 500 m <sup>2</sup> 以上の工場を新設・増設 ・工事着工後3年以内に操業開始 ・投資額2億円以上 ・県内に住所を有する正社員を新たに 10 名以上雇用(又は正社員5名かつ非正規社員 20 名以上)		建物		
		物流施設	道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業のうち、主として流通加工を行うもの	【用地取得型】 ・10,000 m <sup>2</sup> 以上の土地を取得し、建築面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上の物流施設を新設・増設 ・用地取得後3年以内に操業開始 ・投資額2億円以上 ・県内に住所を有する正社員を新たに5名以上雇用  【現有地活用型】 ・既に取得している土地に建築面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上の物流施設を新設・増設 ・工事着工後3年以内に操業開始 ・投資額2億円以上 ・県内に住所を有する正社員を新たに 10 名以上雇用(又は正社員5名かつ非正規社員 20 名以上)	県内全域	土地、建物	不動産取得税相当額	1億円 (ただし、試験研究施設又は本社建物を併設する場合は2億円)
試験研究施設		製造業、自然科学研究所		【用地取得型】 ・1,000 m <sup>2</sup> 以上の土地を取得し、建築面積 500 m <sup>2</sup> 以上の試験研究施設を新設・増設 ・用地取得後3年以内に操業開始 ・投資額2千万円以上 ・県内に住所を有する正社員を新たに5名以上雇用	県内全域	土地、建物	不動産取得税相当額(東京 23 区からの本社機能移転の場合、課税免除前の金額 ※)	1億円
				【現有地活用型】 ・既に取得している土地に建築面積 500 m <sup>2</sup> 以上の試験研究施設を新設・増設 ・工事着工後3年以内に操業開始 ・投資額2千万円以上 ・県内に住所を有する正社員を新たに 10 名以上雇用(又は正社員5名かつ非正規社員 20 名以上)		建物		
本社		製造業(※一部対象外業種)		【用地取得型】 ・土地を取得し、建築面積 500 m <sup>2</sup> 以上の本社建物を新設	県内全域	土地、建物	不動産取得税相当	1億円

		あり)、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、産業支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得後3年以内に県外から本社機能を移転し、本社登記</li> <li>・投資額2千万円以上</li> <li>・県内に住所を有する正社員を新たに5名以上雇用</li> </ul> <b>【現有地活用型】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に取得している土地に建築面積 500 m<sup>2</sup>以上の本社を新設・増設</li> <li>・工事着工後3年以内に県外から本社機能を移転し、本社登記</li> <li>・投資額2千万円以上</li> <li>・県内に住所を有する正社員を新たに 10 名以上雇用(又は正社員5名かつ非正規社員 20 名以上)</li> </ul>		建物	額(東京 23 区からの本社機能移転の場合、課税免除前の金額 ※)	
	データセンター	通信業、情報サービス業	<b>【用地取得型】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000 m<sup>2</sup>以上の土地を取得し、建築面積 500 m<sup>2</sup>以上のデータセンターを新設</li> <li>・用地取得後3年以内に操業開始</li> <li>・投資額2億円以上</li> <li>・県内に住所を有する正社員を新たに5名以上雇用</li> </ul> <b>【現有地活用型】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に取得している土地に建築面積 500 m<sup>2</sup>以上のデータセンターを新設・増設</li> <li>・工事着工後3年以内に操業開始</li> <li>・投資額2億円以上</li> <li>・県内に住所を有する正社員を新たに 10 名以上雇用(又は正社員5名かつ非正規社員 20 名以上)</li> </ul>	県内全域	土地、建物  建物	不動産取得税相当額	1億円

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象業種	対象地域	融資条件		
				融資対象事業等	融資条件	限度額
企業立地促進資金	H8.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造業、物流・流通業、産業支援サービス業等</li> <li>○本社機能を移転・拡充する事業計画について認定を受けた企業</li> <li>○地域経済牽引事業計画について承認を受けた企業</li> </ul>	県内全域	土地取得、建物・設備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利率</li> <li>(1)企業立地要件</li> <li>信用保証なし <ul style="list-style-type: none"> <li>①工場団地等 年 1.1%以内</li> <li>②民有地等 年 1.3%以内</li> </ul> </li> <li>信用保証付き <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任共有制度対象外 <ul style="list-style-type: none"> <li>①工業団地等 年 0.7%以内</li> <li>②民有地等 年 0.9%以内</li> </ul> </li> <li>・責任共有制度対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>①工業団地等 年 0.8%以内</li> <li>②民有地等 年 1.0%以内</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2)ぐんま拠点化要件</li> <li>信用保証なし <ul style="list-style-type: none"> <li>年 1.1%以内</li> </ul> </li> <li>信用保証付き <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任共有制度対象外 年 0.7%以内</li> <li>・責任共有制度対象 年 0.8%以内</li> </ul> </li> <li>(3)地域未来投資要件</li> <li>信用保証なし <ul style="list-style-type: none"> <li>年 1.1%以内</li> </ul> </li> <li>信用保証付き <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任共有制度対象外 年 0.7%以内</li> <li>・責任共有制度対象 年 0.8%以内</li> </ul> </li> <li>○貸付期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>土地 15 年以内(うち据置3年以内)</li> <li>建物・設備 12 年以内(うち据置2年以内)</li> </ul> </li> </ul>	15 億円